

令和5年松前町告示第79号

松前町不妊検査費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和5年10月13日

松前町長 岡 本 靖

松前町不妊検査費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査（以下「不妊検査」という。）を共に受けた夫婦に対し、町が予算の範囲内において松前町不妊検査費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、不妊検査に係る経済的負担を軽減し、もって早期の適切な不妊治療の促進を図ることを目的とする。

(補助の対象となる不妊検査)

第2条 補助の対象となる不妊検査は、令和5年4月1日以降の1年以内の期間内に夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実婚の夫婦」という。）を含む。以下同じ。）が共に不妊検査を受けた場合における夫婦双方の不妊検査（医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）の規定による給付が行われるものを除く。）とする。

2 前項の不妊検査には、一般不妊治療（タイミング法及び人工授精をいう。）、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精をいう。）及び不育症の治療のための検査並びに婦人科検診（女性特有の疾患を早期に発見することを目的とした検診をいう。）を含まない。

(補助対象夫婦)

第3条 補助を受けることができる夫婦は、前条の規定により補助の対象となる不妊検査を受けた夫婦で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 夫婦いずれかが松前町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。
- (2) 当該不妊検査の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 当該夫婦において人工授精、体外受精又は顕微授精を受けたことがないこと。
- (4) 事実婚の夫婦にあつては、当該不妊検査の結果に基づき行った不妊治療により出生した子を認知する意向があること。
- (5) 夫婦いずれもが他の自治体からこの要綱の補助金と同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 夫婦いずれもが町税を滞納していないこと。

(補助金の額及び補助回数)

第4条 補助金の額は、不妊検査に要する費用（入院時の食事費、個室使用料及び文書料を除く。）とし、不妊検査1件当たり15,000円を上限とする。

2 補助回数は、一の夫婦につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする夫婦は、双方の不妊検査に係る補助金を一括して不妊検査費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 不妊検査受検証明書(様式第2号)
- (2) 不妊検査を実施した医療機関が発行する領収書
- (3) 町税の納税状況確認同意書(様式第3号)

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し不妊検査費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定した申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(指導監督)

第8条 町長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他補助金の申請について不正の行為があったとき。

(書類の整理及び保管)

第10条 補助事業者は、補助金に係る関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行する。